

## < 単身赴任世帯控除 >

### 奨学金申請用紙を記入する際の注意点

各申請用紙の注意点をまとめたものです。申請用紙を記入する前に必ず読んでください。記入方法に不明な点がある際は、学生課窓口までお越しください。

単身赴任世帯控除とは、主に生計を維持している人(父及び母又はこれに代わって生計を維持している人)が単身赴任等で別居している場合の控除です。

#### < 記入する際の注意点 >

1. 学生本人がどのような計算をして金額を出しているのか理解し、計算式や計算の手順を記載した控えを取っておいてください。
2. 申請できるのは、領収書等のコピーがあるものだけに限ります。
3. 一部会社が負担しているものは、その金額を差し引いて申請用紙に記入してください。

(例)

例えば、家賃が5万円で、会社が2万円負担している場合は、 $5万円 - 2万円 = 3万円$ となるので、申請用紙の住居のところに「30,000」と記入してください。

4. 控除の対象となるのは、控除の対象となるのは、別居による家賃・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費です。単身赴任等で別居している者の氏名記載がないレシート等は不可です。
5. 「通帳のコピーのみ」「請求書のみ」では、領収書と認められません。領収書の代わりとして通帳を提出する際は、その請求書・契約書も併せて添付してください。添付が無い場合は、控除の対象となりません。
6. 別居が1年に満たない場合は領収書等から年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。
7. 引越代、食費、帰省交通費、電話代、NHK受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代等) は控除の対象となりません。

## <長期療養者医療費控除>奨学金申請用紙を記入する際の注意点

各申請用紙の注意点をまとめたものです。申請用紙を記入する前に必ず読んでください。記入方法に不明な点がある際は、学生課窓口までお越しくください。

長期療養者医療費控除とは、学生の家族に6か月以上にわたり療養中に人又は療養を必要とする人がいる場合の控除です。

提出する際には、長期療養者医療費控除(1/2)と長期療養者医療費控除(2/2)の両方を提出してください。

### <記入する際の注意点>

1. 学生本人がどのような計算をして金額を出しているのか理解し、計算式や計算の手順を記載した控えを取っておいてください。
2. 申請できるのは領収書等のコピーがあるものだけに限ります。その際、直近6ヶ月分を提出していただきますが、連続したものを用意してください。  
療養開始から6か月経過していない時は、申し込み時点の分までの領収書のコピーを提出してください。
3. 「年」を記入する欄は、全て西暦でお願いいたします。
4. 控除対象となる項目は下記をご確認ください。

控除の対象項目	発行者（所）	注意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師又は歯科医師への診療・治療費</li> <li>・病院、診療所への入院費用</li> <li>・マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費</li> <li>・治療又は療養のための医薬品費</li> <li>・病院、診療所への通院費用 (必要不可欠なものに限る)</li> <li>・看護人に対して支払う費用 (賄い費を含む)</li> <li>・介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師（病院等）</li> <li>・看護人（派出所）</li> <li>・薬局</li> <li>・介護サービス提供事業者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*健康保険などによって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。</li> <li>*光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除きます。</li> <li>*証明書は一切返却しません。</li> <li>後日原本が必要になるもの（医療費の領収書等）は必ずコピーを提出してください。</li> <li>*申込日時点で療養を終えている人は、控除の対象となりません。</li> </ul>